

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院血液浄化センター細則（平成21年医学部附属病院細則第4-23号）第6条第2項の規定により、透析液の品質及び透析機器の安全性の向上に関する事項を審議するため設置する、大分大学医学部附属病院透析機器安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 透析機器及び水処理装置の保守管理に関すること。
- (2) 透析液及び透析機器の関連情報に関すること。
- (3) 透析液管理マニュアルに関すること。
- (4) その他透析液の品質及び透析機器の安全性の向上に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 透析液安全管理担当の専任医師又は専任臨床工学技士 1人
 - (2) 透析液製造担当の臨床工学技士 1人
 - (3) 品質管理担当の医師 1人
 - (4) 機器・設備管理担当の臨床工学技士 1人
 - (5) その他センター長が必要と認める者
- 2 前項各号の委員は、センター長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年7月31日から施行する。